

一般社団法人 若松ゴルフ倶楽部細則

第一章 会 員

(会員の定数)

第一条 正会員及び週日会員の定数は理事会において定める。

(会員の入会承認)

第二条 定款第六条に定める入会の申し込み及び承認方法は、次の通りとする。

- 1 新入会及び継承入会を希望する者は、入会申込書、紹介状、念書ならびに写真1葉を添えて入会を申し込むものとする。書類への名前記入は自書とし、押印は実印で行う。入会申請者は本人と紹介者の印鑑証明書を添付する。但し、紹介者の印鑑証明書は、紹介者の入会時の印鑑証明書で代用できるものとするが、その後実印を変更した場合は、新たな印鑑証明書を添付する。
- 2 法人会員の名義書替については、印鑑証明書の添付を省略できるものとする。
- 3 入会申請者は、理事会が指定する者による面接およびマナー説明会を受けなければならない。
- 4 理事会は入会申請者について必要な経歴を付記し、倶楽部内の掲示板約1ヶ月掲示することにより、会員に公示する。会員は公示された入会申込公示期間内に限り、氏名を明記した書面を理事会に提出することにより、入会異議を申し立てることができる。
- 5 会員の入会予備審査は、理事による記名投票によって行う。投票者が反対投票を行う場合は、その理由を記載しなければならない。
- 6 この投票で反対投票がない場合は、引き続き、理事会の決議で入会承認を行う。
- 7 反対投票がある場合及び4項で会員からの異議申し立てがある場合は、理事長は審査委員を指名する。審査委員は反対理由について調査を行い、その結果を理事会に報告する。
- 8 理事会はその報告を受けた上で、定款第三十三条による議決を行い、入会可否を決定する。
- 9 理事会は、入会に関わる審議内容については理事会外に開示しない。
- 10 理事会の承認を得て、会員台帳に登録され、入会承認通知書を交付して時をもって、入会資格を得たものとする。
- 11 入会を否決された申請者が、再申請を行う場合、その受付は、入会が否決された日から一年以降とする。

第三条 紹介者は被紹介者が理事会において入会を否決された時は、被紹介者にその旨を通知する。

この場合は、紹介者は自己の責任においてすべてを解決し倶楽部に対し一切の迷惑を及ぼしてはならない。又被紹介者の入会後もその者の一切の行為につき倶楽部に対し連帯して責任を負う。

(法人会員の登録)

第四条 法人会員の加入口数は2口以上とする。なお、現在1口の法人会員は5年以内（平成30年4月末日迄）に2口以上として法人会員の資格を維持するか個人正会員になるか選択することとする。

2 法人会員はその口数のすべてを在籍者をもって登録しなければならない。なお、登録者を変更する場合は所定の届け書を提出し理事会の承認をうけなければならない。

3 法人会員は法人会員としての譲渡を行うことができる。

但し、譲渡におけるすべての法人名義変更は、所定の様式書類で若松ゴルフ倶楽部に申告することとし、理事会の承認を得て、会員台帳に登録され、法人会員譲渡承認通知書を交付したときをもってその資格を得たものとする。

第二章 職員

(職員)

第五条 この倶楽部につきの職員をおくことができる。

- 1 支配人
- 2 副支配人
- 3 事務局長
- 4 事務職員
- 5 現場職員
- 6 キャディ
- 7 レストラン職員

(職員の任務)

第六条 職員の任務は次のとおりとする。

支配人は理事長、キャプテン、名誉書記及び名誉会計を補佐して理事会議事運営を行い、他の職員を統括し理事会決定事項及び倶楽部運営に必要な事項を執行する。なお、支配人の職務は常勤の理事がこれを行うことができる。

副支配人は支配人を補佐し、支配人に事故あるときはその職務を代行する。

事務局長は業務（総務、経理、競技及びコース管理）を統括しながら支配人を補佐し、支配人に事故ある時はその職務を代行する。

事務職員は一般事務を担当する。

現場職員はリンクスの整理を担当する。

キャディはプレーヤーのプレーを補佐する。

レストラン職員は厨房業務およびホール業務を担当する。

(支配人の定年)

第七条 支配人の定年は満65歳に達した年の総会終了後、5月31日とする。但し、理事長の判断で2年間延長することができる。

第三章 理事会

(理事、監事の任期)

第八条 理事、監事、の任期は1期2年とする。再任は妨げない。

但し、通算5期10年までとする。

- 2 理事長、キャプテン、名誉書記及び名誉会計に選任された場合の任期は次のとおりとする。理事長については、5期10年迄とする。キャプテン、名誉書記及び名誉会計については、3期6年迄とする。
- 3 理事、監事の年齢上限は満75歳とする。

第四章 専門委員会

(専門委員会の構成)

第九条 各専門委員会には委員長、副委員長各1名及び委員若干名をおく。

(専門委員会委員長の任命)

第十条 理事長は総会後理事の中からキャプテン、名誉書記、名誉会計を指名するとともに専門委員会の委員長を指名する。

2 理事会は必要に応じ臨時委員会を設置し、その委員長を選任することができる。

(専門委員会委員の選任)

第十一条 専門委員会委員長は正会員で原則3年以上在籍者の中から副委員長及び委員を人選し理事会の承認を得るものとする。

(専門委員会委員の任期)

第十二条 専門委員の任期は1期2年とする。但し、再任は妨げない。

同一委員会は原則5期10年までとする。

2 補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

3 専門委員の年齢上限は原則就任時満70歳とする。

(専門委員会の分掌)

第十三条 専門委員会の名称及びその分掌事項を次の通り定める。

名 称	分 掌 事 項
グリーン委員会	コースの管理、維持、整備補修その他これに関連する事項。
競技・ハンディキャップ委員会	ハンディキャップの決定、変更、登録に関する事項。
	競技の開催、施行及びその記録作成に関する事項。
フェロウシップ委員会	会員相互の親睦並びにエチケット・マナーの励行に関する事項。
	クラブ品格維持向上に関する事項。
キャディ委員会	キャディの業務並びにキャディの教育指導に関する事項。
ハウス（レストラン）委員会	クラブハウス及び附帯設備の管理、補修並びにレストラン売店に関する事項。
広報委員会	倶楽部会報の編集、発行に関する事項
	PCのホームページの編集、内容の監修及び倶楽部の行事、実態、
	その他の広告に関する事項
庶務経理委員会	予算、決算及び経理に関する事項、各種規定類の整備。
	庶務、労務、渉外及び他の委員会に属さない事項

(専門委員会の職務権限)

第十四条 専門委員会は理事会の付託事項並びに第十三条の分掌事項について審議し、これを理事会に諮り決定する。

(理事の出席)

第十五条 理事は専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

第五章 競 技

(競技の方法)

第十六条 競技は日本ゴルフ協会が制定したゴルフ競技規則及び倶楽部のローカル・ルールに準拠して行うものとする。

(競技規定)

第十七条 競技及びハンディキャップの決定等に関する規定は別に定める。

第六章 ゲ ス ト

(ゲストの入場)

第十八条 ゴルフをプレーする外来者(以下ゲストという)は、会員の紹介を得て所定の手続きを経なければ入場することができない。

(ゲストの紹介)

第十九条 会員がゲストを紹介しようとするときは、これを倶楽部に同伴し、氏名及び所定の事項をゲスト名簿に記入しなければならない。

(ゲストの入場制限)

第二十条 会員はゲストを同伴しプレーしなければならない。(原則)

ゲストの入場は平日を基本とし、土日祭で倶楽部競技のない日はプレーすることができる。

(詳細はスタート規定による)

(紹介の責任)

第二十一条 ゲストを紹介した会員は当該ゲストに関する一切の責任及び義務を負うものとする。

(入場拒絶)

第二十二条 理事会は倶楽部運営上必要と認めた場合はゲストの入場を拒むことができる。

(ゲストの招待)

第二十三条 理事会は倶楽部のゲストを招待することができる。

第七章 会員の負担

(負担金)

第二十四条 会員の負担金を次の通り定める。ただし、グリーンフィ及びキャディフィ等は別に定める。

(単位：円) 税込

会員区分		費用	会 費/年	会員名義書替料/人	ロッカー貸与料/年
正 会 員	個人会員		126,500	880,000	13,200
	法人会員 1口につき		126,500	登録書替料 (1名に付) 660,000	13,200
週日会員			63,250	550,000	13,200

入会金は新規に会員を募集する時点で決定する。

個人正会員の相続・贈与(生前も含む)の場合の名義書替料は、2親等以内の血族及び配偶者に限り、330,000円(税込)とする。又、週日会員は220,000円(税込)とする。

名誉会員は入会金及び年会費は徴収しない。

週日会員より正会員に資格変更の場合は書替料を無料とする。

倶楽部運営上の都合により入会金、会費、名義書替料及びロッカー貸与料は総会の決議により変更することができる。

(納入方法)

第二十五条 入会金は理事会で入会承認後に納入するものとする。会費、ロッカー貸与料は毎年4月に前納するものとする。ただし、倶楽部事務局に申請することにより、会費に限り4月、10月の分納にすることも可能にする。

また、新入会員は会費に限り入会の時から月割計算で納入するものとする。

(納入金の返還)

第二十六条 納入時の会費負担金は返還しないものとする。

第八章 倶楽部ハウス

(開閉時刻)

第二十七条 クラブハウスは午前7時に開館し、午後7時に閉館する。ただし、キャプテンは必要によりクラブハウスの開閉時刻を一時変更することができる。

(食堂並びに売店)

第二十八条 倶楽部においてゴルフ用品、たばこ及び必要な飲食物を販売するものとし、その経営及び場所に関する指定は理事会が行なう。

(個人の所有物の保管)

第二十九条 クラブハウス内の個人所有物については、盗難、紛失または破損なきよう会員並びに入場者各自が保管の責任に任ずるものとし、倶楽部は最善の注意をもって管理するものとする。

第九章 コース

(コース新設変更)

第三十条 パッティング・グリーンまたはティイング・グラウンドの新設その他コース内の著しい変更は、理事会の決議によるものとする。

(コースの使用)

第三十一条 正会員は休場日を除き、週日会員は休場日を除く日曜、祭日以外の週日にコースを使用することができる。

週日会員が日、祭日にコースを使用するときの諸経費はゲスト扱いとする。

(コースの使用制限)

第三十二条 競技委員会は競技举行日の一定時間にかぎりコースを競技参加者のみの使用に供することができる。

第十章 雑 則

(服装)

第三十三条 会員及びゲストは倶楽部内において適正な服装をしなければならない。

(従業員に対する金品授与)

第三十四条 会員及びゲストは従業員に対して直接金品を与えてはならない。

(営業行為の禁止)

第三十五条 会員及びゲストは倶楽部内において営業活動をなし、又はその宣伝をしてはならない。

ただし、特に理事会の承認を得たときはその限りではない。

(解釈)

第三十六条 この細則の解釈に疑義があるとき、又は定めのない事項があるときは、理事会の定めるところによるものとする。

附則

1	この細則は昭和33年9月	設立認可	1	この細則は昭和48年11月	改訂承認
1	この細則は昭和34年6月	改訂承認	1	この細則は昭和50年10月	改訂承認
1	この細則は昭和35年1月	改訂承認	1	この細則は昭和55年8月	改訂承認
1	この細則は昭和36年3月	改訂承認	1	この細則は昭和61年3月	改訂承認
1	この細則は昭和39年4月	改訂承認	1	この細則は昭和62年12月	改訂承認
1	この細則は昭和42年6月	改訂承認	1	この細則は平成1年7月	改訂承認
1	この細則は昭和45年5月	改訂承認	1	この細則は平成10年6月	改訂承認
1	この細則は昭和45年7月	改訂承認	1	この細則は平成12年8月	改訂承認
1	この細則は昭和46年12月	改訂承認	1	この細則は平成17年2月	改訂承認
1	この細則は昭和47年4月	改訂承認	1	この細則は平成21年4月	改訂承認
1	この細則は昭和47年12月	改訂承認	1	この細則は平成23年11月	改訂承認
1	この細則は昭和48年1月	改訂承認	1	この細則は平成24年5月	改訂承認
			1	この細則は平成25年5月	改訂承認
			1	この細則は平成26年12月	改訂承認
			1	この細則は平成31年4月	改訂承認
			1	この細則は令和元年10月	改訂承認
			1	この細則は令和2年5月	改訂承認
			1	この細則は令和3年11月	改訂承認